

平成27年度
中小事業者等KES認証普及促進事業補助金
募 集 要 領

京都府内の中小企業等のみなさんが、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を目的に行う「環境マネジメントシステム（KESステップ2）」導入の取組に補助金を交付します。

○申請受付期間 平成27年4月30日（木）以降随時

（受付時間：平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

問合せ先、補助金交付申請書の提出先

事 項	問合せ先	補助金交付申請書の提出先
○中小事業者等KES認証普及促進事業補助金に関する事	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 TEL (075) 323-3840 FAX (075) 323-3841 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構
○KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード) の取得に関する事	特定非営利活動法人 KES環境機構 TEL (075) 321-4767 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 2階	

平成27年度中小事業者等KES認証普及促進事業補助金募集要領 (目次)

- 1 中小事業者等KES認証普及促進事業補助金の趣旨
- 2 補助対象事業者
- 3 補助対象事業
- 4 補助対象となる事業期間
- 5 補助内容 (補助対象経費、補助率及び補助金額)
- 6 補助金交付申請手続き等 (提出書類、提出先・受付期間等)
- 7 審査及び結果の通知
- 8 事業の完了及び補助金の支払い
- 9 その他

1 中小事業者等KES認証普及促進事業補助金の趣旨

本事業は、京都府の補助を受けて、一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 (以下「機構」という。) が実施するもので、京都府内の中小企業者等が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減に向けて、事業者自らが環境保全に関する方針や目標を設定してPDCAサイクルで取り組む「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード (ステップ2)」の導入に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、京都府内に事業所を有する以下の中小企業等です。

なお、京都府地球温暖化対策条例または京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」に該当する中小企業等は、対象外です。

(1) 中小企業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

ア 次の会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 ^{※1} (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 ^{※1} (常時使用する従業員数 ^{※2})
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※3 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

イ ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業は、次のとおりです。

業種分類	中小企業者の要件（aかbのいずれかに該当）	
	資本金基準（a）	従業員基準（b）
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

ウ 企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成11年政令201号）で定める法人格を有する団体も含まれます。

(2) 有限責任事業団体

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの

(3) 医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下のもの

(4) 社会福祉法人

常時使用する従業員の数が100人以下のもの

(5) 上記(1)～(4)のほか、機構理事長が、**適当と認める事業者**(学校法人等)

常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人 など

また、次の事項に該当する者は、補助対象事業者となりません。

ア 京都府税を滞納している者

イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者

ウ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

ク 対象事業者がイからカまで(キの場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が対象事業者に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

3 補助対象事業

本事業の補助対象は、府内の事業所において「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2)」(以下「KES」という。)の認証を新たに取得する事業です。

なお、グリーン調達方針(環境物品等の購入等の推進を図るための方針)を策定しているか、補助事業年度内に同方針を策定することが必要です。

4 補助対象となる事業期間

本事業の補助対象は、平成27年4月1日(水)以降に着手し、平成28年3月11日(金)までに完了する事業です。

ただし、この期間内に経費の支払い及びKESの認証を取得されたものに限りです。

5 補助内容（補助対象経費、補助率及び補助金額）

(1) 補助対象経費は、次表のとおりです。

なお、京都府外の事業所も含めて認証取得される場合は、府外の事業所に係る経費は補助対象外となります。

経費の区分	内 容
新規審査料	KES取得に際しての新規審査料
コンサルタント料	KES取得に際してのコンサルタント料* (自己評価員養成講座受講料を含む)

※ 新規審査料のみを補助対象にすることは可能ですが、コンサルタント料のみを対象に交付申請することはできません。

(2) 補助率及び補助金額は、次表のとおりです。

補 助 率	補助対象経費の3分の1以内
補 助 金 額	10万円以下
そ の 他	①補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。 ②1企業で府内の複数の事業所において認証取得される場合であっても、1企業あたりの補助金の上限額は10万円です。

6 補助金交付申請手続き等

提出書類

○印の書類を各1部（正本1部）提出してください。（両面コピー及びホッチキス留めはしないでください。）

申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

【補助金交付申請提出書類一覧】

書類の内容	法人	個人事業者
交付申請書（様式第1号）	○	○
事業計画書（様式第2号）	○	○
事業収支予算書（様式第3号）	○	○
法人登記事項証明書（申請日前から3箇月以内に発行されたもの）	○	開業届又は 税申告書(写)
申請者の事業内容が分かる資料（会社パンフレットなど、事業概要が記載された資料）	○	○
補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し	○	○
府税について滞納がないことの証明書*（申請日前から3箇月以内に発行されたもの）	○	○

※ 「府税について滞納がないことの証明書」は、所管の府税事務所、広域振興局税務室に

お問い合わせください。

【提出書類に関する留意事項】

提出書類についてのその他の留意事項は、次のとおりです。

(1) 補助金交付申請書等の様式は、機構のホームページからダウンロードできます。

(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構HPアドレス <http://www.kyoto-eco.jp/>

(2) 提出書類は、返却しません。

なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行（京都府への事業報告を含む）のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。（「個人情報保護指針」は、機構のホームページで公開していますので、ご覧ください。）

補助金交付申請書の提出先及び受付期間等

補助金交付申請書は、機構に提出してください。

事 項	内 容
提出先	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 TEL (075) 323-3840 FAX (075) 323-3841 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館3階
受付期間	平成27年4月30日(木)～平成28年3月11日(金) (受付時間) 上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時 ※予算の範囲内で、先着順に受け付けます。予算額は、100万円です。
提出方法	補助金交付申請提出書類を持参または郵送により、申請者が提出してください。 ・持参の場合は、あらかじめ担当者に必ずご連絡ください。 ・郵送の場合は、書留または簡易書留により送付してください。

7 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、交付（又は不交付）の決定を行い、申請者あてに文書により通知します。

なお、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

ア 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。

イ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。

ウ 交付決定額は補助金額の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。

エ 交付決定後に、企業名、代表者・所在地の変更があった場合は、速やかに機構に報告してください。

オ 機構は、補助金の交付決定後に、申請件数・採択件数、補助事業者名、事業名、事業期間及び事業概要等を、機構ホームページにおいて公表することがあります。

8 事業の完了及び補助金の支払い

実績報告書の提出

- (1) 事業が完了した後、7日以内に実績報告書（様式第6号）を機構に提出してください。（遅くとも平成28年3月18日（金）までに提出してください。）
- (2) 実績報告書には、次の書類が必要です。
書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

<実績報告書の添付書類>

- ア 補助対象経費の内訳が記載された請求書及び領収書の写し
- イ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2）登録証の写し
- ウ 環境マネジメントマニュアル及びグリーン調達方針*
- エ その他、必要と認める資料

※ 環境マネジメントマニュアルにグリーン調達方針が記載されていない場合は、別途、グリーン調達方針を提出してください。

補助金の額の確定及び支払い

- (1) 実績報告書の提出後に、書類審査を行い、事業内容が交付決定通知及び交付条件（補助金交付申請時の事業計画）に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定します。（交付決定額が減額される場合があります。）
- (2) 補助金は、額の確定後にお支払いします。（精算払い）

9 その他

- (1) 交付決定後の事務手続き並びに補助金の交付取消及び返還等については、機構のホームページに掲載している「中小事業者等KES認証普及促進事業補助金交付要領」をご覧ください。
- (2) 補助事業に係る経費については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで、保存してください。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地

名 称（法人名）

代 表 者 役 職 名

氏 名

⑩

中小事業者等K E S 認証普及促進事業補助金交付申請書

中小事業者等K E S 認証普及促進事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

2 添付資料

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) その他添付資料

ア 法人登記事項証明書（申請日前から3箇月以内に発行されたもの） ※法人の場合
開業届または所得税等申告書の写し ※個人事業者の場合

イ 申請者の事業内容が分かる資料（会社パンフレットなど、事業概要が記載された資料）

ウ 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し

エ 府税について滞納がないことの証明書（申請日前から3箇月以内に発行されたもの）

提出にあたっては、代表者の印を押印してください。

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

1 申請事業者の概要

申請事業者名	
本社（主たる事務所）の所在地	（〒 - ）
資本金または出資金の額	万円
従業員数	人
業 種	
主要生産品目等	
担当者連絡先	所属・役職・氏名： 事務所所在地：（〒 - ） T E L：（ ） - F A X：（ ） - Eメール：

2 事業の概要

導入場所	事業所名： 所在地：京都府
KESの導入予定時期 ^{※1}	平成 年 月 （ 予定 ）
グリーン調達方針の作成時期 ^{※2}	平成 年 月 （ 作成済み ・ 予定 ）

注)

※1 「KES」とは、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2）をいいます。

また、「導入時期」とは、KES（ステップ2）の認証登録時期をいいます。

※2 「グリーン調達方針」とは、環境物品の購入等の推進を図るための方針をいいます。

様式第3号（第4条関係）

事業収支予算書

1 収入内訳

区 分	収 入 金 額	備 考（資金調達先等）
本補助金 申請額	円	C×1/3以内の額（千円未満切り捨て） ただし、10万円が上限
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合計 ^{※3}	A 円	

2 支出内訳

区 分	支 出 金 額 （税込み）	補助対象経費 ^{※1} （税抜き）	備 考 ^{※2}
新規審査料	円	円	
コンサルタント料	円	円	
合計 ^{※3}	B 円	C 円	

注)

※1・・・消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※2・・・「備考」欄に、費用の内訳を記載してください。

※3・・・収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。